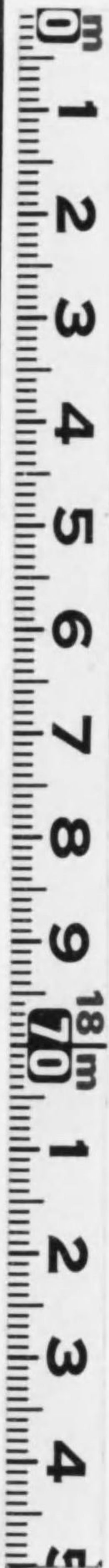


特250

664

山本信哉講述

建國といふ語の出典と其の意義



始



時250
664

山本信哉講述

建國といふ語の出典と其の意義

建國祭本部





東京大学図書

建國といふ語の出典と其の意義

山本信哉



建國といふ語の出典と其の意義

文學博士 山本信哉氏講述

一

近年、我國に國民精神作興に關する種々の方法が講ぜられ、これが爲め吾々國民の間に、國體を辨へ、眞に日本人たるの自覺を有する者が日々増加しつつあることは、洵に喜ばしい傾向であります。さうして其の運動の一つの現れとして、建國祭が東京名古屋を始め、各地に於て、年々盛大に行はれるやうになり、今日では民間に於ける年中行事の一つとなつてをります。現に世間に出てゐる辭書の中には建國祭といふ一箇條が設けてあり、其の一つの例として、京都帝國大學教授新村出博士の著書辭苑の

一

建國祭の條には、かういふ解釋がしてあります。「建國の精神を發揚するために、毎年紀元節を期して行はれる國民的祭典」か様な状態で、多年建國祭に御關係になつてゐる皆様方の功績が、だん／＼に現はれて、益々盛大になりつゝあることは、誠に御同慶の至りであります。

二

さて私はこれから建國といふ言葉の出典と、其の言葉の意義に就いて、聊か所感を述べて見たいと存じます。元來建國といふ言葉は、支那語であります。そこで支那では、この言葉がいつ頃、何といふ書物に見えて居るかと調べて見た所が、支那では、先づ易經の上象傳、比の卦の條に、始めてこの建國といふ語が見えてをります。「先王以て萬國を建て、諸侯を親しむ」とあるのが即ちそれである。支那ではこれが最も古い時代のものかと存じます。次いで春秋左氏傳の桓公二年の條に「天子は國を建て

諸侯は家を立つ」とあります。この左傳は易經に次いで古い本であります。又漢書の高帝紀にも「齊は古への建國なり。今は郡縣と爲る。其れ復た以て諸侯と爲る」と見えてをります。

それから建國のことを肇國と申されたことが、我が教育勅語に見えてをりますが、此語も亦支那の相當に古い書物にあるのでありまして書經の周書、酒誥篇に「文王國を肇め、西土に在り」と見えてをります。また始國といふことも史記の秦記に「平王襄公を封じて諸侯と爲し、之に岐山の西の地を賜ふ、襄公是に於て國を始め、諸侯と使聘を通じ、之が禮を享く」と書いてあります。又立國といふことも兵書の六韜の中に見えてをります。

三

我國では、一體いつ頃からどういふ書物に建國といふ語の出典があるかと申します

と、奈良朝の頃、勅命に依つて國家が編修した日本最古の歴史である日本書紀の第九の卷、神功皇后の御代のことを書いた所に出てをります。神功皇后が三韓を御征伐になつた時に、新羅國では、日本の軍隊が上陸して都へ攻めて來るといふので、國王が非常に恐懼して身を置く所もない。そこで大勢の人々を集めて曰く「新羅、國を建て、以來、未だ曾て斯くの如きことはない。天運盡きて國は滅亡するのであるか」と云つたといふことが書いてある。これが日本の書物に建國といふ語の出てる最も古いものであります。併しこれは朝鮮の新羅の建國のことを言つたものであります。

四

日本書紀には、この外に、任那みやなの建國のこと、それから百濟くだらの建國のこと、高麗こまの建國のことなどが出てをります。任那の建國のことは、日本書紀の第十九の卷、欽明天皇四年十一月の箇條に、天皇が百濟王に詔をお下しになつて、「夫れ任那は、爾なんじの國

の棟梁むねしらたり。若し棟梁を折らば誰か屋宇を成さむ。朕おまひが念茲ねんしに在り、爾須すべからく早々建つべし」と見え、其の先きの方には「建國の事は、宜しく早く聖勅を聽くべし」とも見えて居ります。

百濟の建國のことは、同じ日本書紀の第十九の卷、欽明天皇十六年二月の箇條に大臣蘇我稻目が百濟に對して、「お前の國は建邦の神、即ち國を建てた神を祭らないから國が亡ぶのである。昔雄略天皇が、神祇伯に命じて、百濟の國を建てた神を祭らしめ給うた先例に據つて、建邦の神を祭れ」といふことが書いてありまして、其の先の方に「この頃聞く汝が國輟すて、祀らず。方今、前の過ちを悔ひ悛かめて、神宮を修理し、神靈みたまを祭り奉らば、國は昌盛さかえぬべし。汝、當に忘ることなかれ」といふ忠告を百濟王に與へてをります。これは吾々日本人の祖先が、苟も國家を維持し、これをして益々隆盛ならしむるには、先づその基を開かれた建國の神を祭らねばならぬといふことを、日本人自らが先づ實行して、其の模範を示してをり、尙ほそれを三韓の國々に

對しても親切に教へてゐる。この我々日本人の祖先が、上古から既に建國の神を大切にし、我が民族宗教や我が國民道德の根柢を爲せる報德謝恩の眞心から之を祭るといふ所謂建國祭に對する態度は、特に注意すべきものがあらうと存じます。

高麗の建國のことは日本書紀第二十七の卷、天智天皇七年十月の箇條に、唐の大將軍英公が、高麗國を打ち滅したことを言つた所に、「高麗の仲牟王、初め國を建つる時治むること千歳ならむと欲す」と見えて、高麗國の始祖仲牟王が建國の時に、自分が國を建てた以上は、どうか千年ぐらゐは保ちたいものだといふ希望を述べた。さうすると仲牟王の母が「若し善く國を治めば、千年を保ち得べし。但し當に七百年の治有らむ」と云つて、自分の子孫を永續させて、高麗の國家を保たうとするには、夫れ丈の君徳と善政とが必要である。これが兼備すれば、その力で以て當然七百年ぐらゐは保てるであらう」と申したとあります。さうしてその文の續きに、「今此の國の亡ぶること、當に七百年の末に在り」と有りますから、仲牟王の母の豫言が當つた譯であり

ます。これは吾々をして深く考へさせることでありまして、一千年間も國家を保たうとする熱誠があつて、その力でやつと七百年しか保てないのであります。我が大日本帝國は、天孫降臨の際、皇祖天照大神の神勅に見えて居る通り、最初から天壤無窮であるから、無限であり、無終であります。然のみならず、皇祖の御神徳は、清き明き直き正しき至誠の結晶であり、公明正大なる天地の公道に則らせられ、一切の物に光を與へ、熱を與へ、之に性命を與へ給ふ、いとも尊く、いとも有り難き御方であらせられます。天地のあらん限り、日月の照す限り皇統は萬世一系で、常しなへに續かざるを得ない譯であります。以上は日本書紀に見えた任那及び三韓の建國の事例であります。これを以て觀ても、吾々日本人が、古來如何に建國に留意し、建國の祭祀を重じて來たかと察せられるのであります。

一體我國の建國は、極めて悠久で而も太古のことでありますから、今日から正確な史實に據つてこれを明かにすることは、頗る困難な事柄であります。幸にも日本書紀の第十九の卷、欽明天皇十六年二月の箇條には、「夫れ建邦の神を原ぬれば、天地割判の代、草木言語せし時、天より降り來りて國家を造立せし神なり」と書いてあつて建國及び建國神に對する定義を下してあります。又同じ日本書紀の第二十五卷、孝徳天皇の大化三年四月の詔には、「天地の初より君臨の國なり。始治國皇祖の時より、天下大いに同じくして、すべて彼此なき者なり」と見えてをります。尙ほ明治天皇が明治二十三年十月にお降しになつた教育に關する勅語の中には、「我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられてあります。此等の詔勅に據つて、我が建國は、天地開闢の初、天神が降り來つて、我が大八洲國を造立せられた時からであつて、如何に悠久であつたか知られるのであります。西洋の諺に「羅馬は一日にして成らず」と申してをりますが、我國の建國も、亦固より一朝にして出

來たものではありませぬ。神代の昔より長期に亘る成果として、こゝに現れたものであることは、今更申すまでも無いのであります。

六

次に建國といふ語の意義に就いて申述べます。まづ私の手許に在る二三の辭典に就いて調べてみますと、舊く金澤庄三郎博士の書かれた辭林には建國の下に「國家の基礎をたつること。國を建つること」と解釋してあります。又先程も申した、新村博士の辭苑には「新たに國を興し建てること。國の基礎を立てること」とあります。尙ほ最近に出來た、故大槻文彦博士の大言海には「新たに國を建つること。獨立の國を興すこと」とありまして、各々二様の解釋があり、多少の異同はありますが、結局建國とは「新に國を建つること」といふ意義に於いて、三書の一致點を見出すのであります。

私は此等の解釋を證明すべき我が國史の實例に就いて申し述べたいと存じます。一體我が國の「建國時代」には、廣狹の二義が有りまして、狹義の場合には、専ら神武天皇の紀元元年を中心として、同天皇の御代を申すのであります。廣義の場合には、天孫瓊々杵尊の御代より、崇神天皇の御代に至るまで、凡そ十五代の間を汎く稱するのであります。さうして此の廣義の建國時代を、吾々の祖先は大體左の三大帝王の御名に依つて代表せしめてゐたやうであります。

七

第一は、天孫瓊々杵尊を「始國治らす皇祖」と稱へ奉り、この國土に降臨になつた時を以て、我が建國時代と見てゐる。その證據は、日本書紀の第二十五の卷、孝徳天皇の大化三年四月二十六日に煥發せられた、大化改新の詔に「天地の初より君臨の國なり。始治^{はつくにしらすみみおや}國皇祖の時より、天下大いに同じくして、都^すべて彼此無^{かれこ}き者なり」と見え

てをるのが即ち夫れであります。此の詔は、これまで日本の政治機構が封建政治であつたのを、支那の隋唐の制度に據つて郡縣政治に改革せられた。從來は不肖の子でも親の後目を繼いで、重要な官職についてゐたのを、此時からは人材登庸で、門閥を言はず、偉い者であれば誰でも登用する。さうして例へば諸國の國守^{くにのかみ}ならば、四年目毎に、任免黜陟をするといふやうに改められたのであります。その時に孝徳天皇が、政體は、支那大陸の長所を採つて改革を加へるが、我が國固有の國柄は、聊かも變更せない、國體は不動であるといふことを、國民一般にお告げになつた詔であります。その詔の中に、我が國體のことを仰せられて、天地の初めから君臨の國である。「始治^{はつくにしらすみみおや}國皇祖」の御時から同様で、未だ曾て變動したことは無いと申してある。さうしてその「始治^{はつくにしらすみみおや}國皇祖」は、古訓に之を「ハツクニシラススメミオヤ」と讀んであります。「はつくにしらすみみおや」とは、初國^{はつくに}知らす皇御親^{すみみおや}といふ義であつて、即ち我が建國の始祖といふ意味であります。即ち皇祖天照大神の天壤無窮の神勅を奉じて、始

めて此の國に降臨あらせられた我國最初の天皇たる天孫瓊々杵尊を申上げたものであります。始治ノ國皇祖が、瓊々杵尊であらせられることは、これは私一個人の勝手な解釋にあらずして、筑前の人岡部東平の著書歷朝禪位考に「天照大御神の皇御孫尊とおはします天津日高日子孫能邇々藝尊、大御神の御任を受けさせ賜ひて、筑紫の日向の高千穂宮に、初國と天の下知し食しより」云々と記せるのに據つても之を證するこゝとが出来ます。是れ天孫瓊々杵尊の、此の國土に君臨あらせられ、都を高千穂宮に奠めたまうた時を以て、我が建國とする證據であります。

八

第二は、神武天皇を「始馭天下之天皇」と稱へ奉り、天皇の御代を以て、我が建國時代としてゐる。その證據は、日本書紀の第三の卷、神武天皇即位元年正月元日の箇條に「辛酉の年、春正月庚辰の朔、天帝位に橿原の宮に即きたまふ。是歳を天皇

の元年と爲す。故に古語に之を稱め申して曰く、畝傍の橿原に底つ磐根に宮柱太しき立て高天之原に橿風峻峙りて、始馭天下之天皇を、神日本磐原彦火火出見天皇と號け奉る」とありまして、「始馭天下之天皇」を、古訓に「ハツクニシラススメラミコト」と讀んであつて、初國知らず天皇の義、即ち我が建國の天皇といふ意味であります。是れ神武天皇の紀元元年正月元日、橿原宮で御即位あらせられた時を中心として、同天皇の御代を以て、我が建國時代とする證據であります。尙ほ奈良朝の時、我が國人の詩を集めた書物で、一番古いといはれる懷風藻の著者淡海三船の自序には、「襲山に蹕を降したまふの世、橿原に邦を建てたまふの時、天造草創、人文末だ作らず」と見えて橿原建邦と書いてありますから、是れ亦神武天皇の御代を以て、我國の建國時代と見てゐた一つの證據であります。

九

第三は、崇神天皇を「肇國御す天皇」とも、又「初國知らし、御眞木天皇」とも稱へ奉り、同天皇の御代を以て、我が建國時代として居る。其の證據は、日本書紀の第五の卷、崇神天皇十二年九月の箇條に、崇神天皇の御代に、初めて人口や戸數をお調査になり、臣民に對して男にも女にも租税を納めさせることをお始めになつた。そこで國家經濟の基礎が立つたことを言つて、「是を以て天神地祇共に和享みて、風雨時に順ひ、百穀用つて成る。家給ぎ人足りて、天下大いに平らかなり。故稱へて御肇國二天皇と謂す也」と見え、御肇國二天皇を古訓に「ハツクニシラスメラミコト」と讀んであります。尙ほ古事記にも、同天皇の御事を申して、爾れ天の下太平、人民富み榮えき。ここに初めて男の弓端の貢、女の手末の貢を奉らしむ、故その御世を稱へて、初國知らす御眞木の天皇と謂す」と見えてをります。是れ崇神天皇の國家經濟の本を立て、天下大平の基を開かせ給うた時を以て我が建國とする證據であります。

十

又これを明治維新以後の歴史事實に徴しましても、太政官日誌に載せてある明治九年九月六日、元老院へ賜りました勅書には、「朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ、廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ、以テ國憲ヲ定メントス」云々と仰せ出されてあります。これは我が欽定憲法の草案を作らしたまうた時の勅書であります。又法令全書に收めてある明治十四年十月十二日の勅諭には「願ミルニ、立國ノ體、國各々其宜キヲ殊ニス」云々と仰せ出されてあります。「建國の體」といつても「立國の體」といつても同意義であらうと存じます。又是より先、明治二年二月九日の刑律改撰の詔には「我、大洲ノ國體ヲ創立スル、遂古ハ措テ不レ論、神武以降二千年、寛恕ノ政ヲ以テ下ヲ率ヒ、忠厚ノ俗以テ上ヲ奉ス」と見えてをり、明治四年九月四日の服制更正の勅諭には、風俗ナル者移據、以テ時ノ宜シキニ隨ヒ、國體ナル者不拔、以テ其勢ヲ制ス。朕今斷然其服制ヲ更メ、其風俗ヲ一新シ、祖宗以來尙武ノ國體ヲ立テント欲ス」とあります。此等の詔勅に見えたる國體は、國柄又は國風の意味であつて「國體ヲ創立ス」といひ、「尙武

ノ國體ヲ立ツ」といつても、結局「國を立つ」といふ意義であつて上に引用した詔勅に「建國ノ體」といひ「立國ノ體」といつてあるのと同じ意味であらうと存じます。

それから又明治二十二年二月十一日、憲法を御發布になつた時の詔が、當日の「官報號外」に載つてをりますが、この詔文中に「惟フニ、我カ祖我カ宗ハ、我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ」云々と仰せられてあります。「帝國を肇造す」とは、國を肇むることであつて、即ち肇國であります。故に同日の「官報號外」に掲載せる皇室典範御制定の勅語には「惟フニ、祖宗肇國ノ初、大憲一タヒ定マリ、昭ナルコト日星ノ如シ」と見えてをりまして、こゝには明かに肇國といふ語で言ひ現はされてあります。

又「官報」の第二千二百三號に收むる明治二十三年十月三十一日に御公布になりました教育に關する勅語の中には「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」云々と見えてをりまして、この時代には建國のことを肇國

といふ語で言ひ現はされるやうになつてをります。

十一

そこで近來、一部の極めて少數の人々の中には「我が國は諸外國の如き建設國家ではない、自然に出來た神ながらの國であるから「建國」といふより「肇國」といふ方がよい。「建國祭」の名は、宜しく「肇國祭」と改むべきであるといふやうな意見があるやうに存じますが、以上述べましたやうに我が國史を繙いてみますと、勅撰の日本書紀や懷風藻等に、既に「建國」又は「建邦」と書いてあるのでありまして、尙ほ我が國の古代法制の書物として名高い類聚三代格に收むる所の桓武天皇延暦十二年正月六日の勅語には、「惟れ王國を建て、軒鬼を制して而して賢を旌はし、惟れ帝功を念ひ爵賞を設けて以て衆を御す」と見え、又同書の嵯峨天皇天長元年九月三日の太政官の謹奏にも、「國を建て壘を置く、分野無きにしも非ずと雖、而も民を郵み急を救ひ、猶

「ほ州郡を辨つ」云々と見えて、何れも建國の文字が使用してあります。又近くは今上天皇陛下が昭和三年十一月十日、御即位式に發布あらせられた勅語にも「皇祖皇宗國ヲ建テ、民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト成シ」云々と仰せられてあります。

それから又近來屢々發せられる文部省の訓令などを見ましても、其の幾ど總てが建國の語を用ひてあります。即ち「官報」第三百八十八號に掲ぐる昭和三年四月十七日の文部省訓令第五號には「獨リ學生々徒ノミナラス、廣ク青年子弟ノ思想ヲ善導シ、國體觀念ヲ鞏固ナラシムルカ爲ニハ、先ツ教育者指導者ニ於テ、深ク思フ潛メ、我カ國體ノ本義、建國ノ精神ニ關シテ、確乎不拔ノ根抵アル信念ヲ有シ、身ヲ以テ範ヲ示シ（中略）以テ健全ニシテ有爲ナル國民ヲ養成シ、教育教化ノ效果ヲ全ウセムコトヲ望ム」と記し、又同じく官報の第二千四百七十八號に掲げてある、昭和十年四月十日の文部省訓令第四號には「方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ實ニ建國ノ大義ニ基キ、日本精神ヲ作興シ、國民的教養ノ完成ヲ期シ、由テ以テ國本ヲ不拔ニ培フニ在リ」云

々とも記してあります。又文部省編纂の國定教科書、尋常小學國史上卷の第二十一課北條時宗の條には、「北條義時は不忠の行が多かつたが、時宗の代になると、たまく建國このかた例のない外國の寇があり、時宗は非常な覺悟でこれにあつたため、大に我國の威力をあげることが出來た」と書いてあります。これ亦政府が常に建國の語を使用してをる確證を見るに足るのであります。

十二

以上述べました通り、まづ我が國の歴史を繙き、また現代の詔勅及び文部省の訓令や國定教科書などを見ましても、多く建國といふ語を以て言ひ現はしてあるのであります。勿論或る時には肇國といひ、或る時には立國といふ言葉も使つてはありますが建國といふ語の方が既に言つた通り古くて且つ廣く用ひられてをり、近來我が建國の精神を言ひ現はす様な場合には特に多く建國の語が用ひられてゐるやうであります。

それ故私は、建國の語は、之を其の歴史的事實に徴しても、また其の意義の上から申しても、更に又その語勢からいつても、建國の方が優つてをる。であるから、建國祭は、やはり之を建國祭といつた方が宜しい、今改めて肇國祭とするときは、或は誤つて之を「ケイコクサイ」などと讀むものが出ないとも限らない、た縦しんば之を正しく「テウコクサイ」と讀んだとしても、近來頻りに「祭」の語を濫用し、祭祀を行はずして之を花祭とか、ひやくくわさい百貨祭、てうこくさい彫刻祭などといふ事が流行するやうになつたから、その彫刻祭とも混同する嫌がある。故に私は是れまで通り建國の語を用ひて建國祭と稱しても何等顧慮する必要はないと思ふのであります。

十三

最後に建國祭を行ふ時期について一言して置きたいと存じます。或る者は紀元節があるのに更に屋上屋を架して建國祭を行ふ必要はないといひ、或る者は又、建國祭の

日は、紀元節よりも他に適當な日が有らうなどと申すものもありますが、建國祭と紀元節とは、自ら其趣旨を異にするものであつて、建國祭はやはり紀元節の日に行ふのが、最も適當であると思ふのであります。若し強いてこれを他の日に於いて行はうとするならば、まづ元始祭の日であらうと存じますが、元始祭は申すまでも無く大祭日の一つでありまして、一月一日の四方拜の御儀に次いで、一月三日に、宮中の賢所、皇靈殿、神殿の三殿に於て、天皇陛下が天神地祇及び歴代の皇靈を、御親祭あらせられる祭祀であります。大言海の元始祭の條に、「皇位を祝し、報本反始の誠を致させらる」と云ふ解釋がしておりますから、勿論縁故の無い日ではありませぬが、先程も申しましたやうに、天孫降臨から神武天皇の御代を中心として崇神天皇の御代に至る間を汎く「始國治らす皇祖」、「初國知らす天皇」又は「肇國御らす天皇」などといふ言葉で言ひ現はし、或は又建國若くは建邦といふ語で言ひ現はしてゐるのでありますから、今日紀元節として祝ひ奉つてをる神武天皇の御即位日を以て、廣義の建國時代の

中心と見做し、この記念すべき紀元節の祝日に建國祭を行ふことは、最も穩當であり
また最も適當な時期であります。それが又吾々多數の意見にも合致してをりますので
やはり従來通り、紀元節の日に建國祭を行ふことが至極宜しいと私は思ふのでありま
す。

まだいろ／＼申述べたいこともありますが、餘り長くなりましたからこれで終るこ
とに致します。

完

昭和十三年一月廿日印刷
昭和十三年一月廿三日發行

(頒價五錢)

著者 山本 信哉

發行者 小林 浩

東京市四谷區明治神宮外苑
霞ヶ丘 日本青年館内

建國祭本部

印刷者 南金太郎

東京市淺草區小島町二ノ十五
電話淺草(四)五一二四番
(六〇二四番)

終

